

令和6年 第4回 いなべ市議会 定例会

請 願 文 書 表

請 願 番 号	受 理 年月日	請願者及び紹介議員	件 名	付託先 委員会
第5号	令和6年 11月13日	提出者 津市中河原■■■■ 三重県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 川北 ひとみ 紹介議員 衣笠 民子	所得税法第56条の廃止を求める 請願	総務経済 常任委員会

所得税法第 56 条の廃止を求める請願書

2024 年 11 月 13 日

いなべ市議会議長 様

紹介議員

氏 名

衣笠 民子

請願者住所 〒513-0018 津市中河原

氏 名 三重県商工団体連合会婦人部協議会

会長 川北 ひとみ

1. 請願の趣旨

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国に提出してください。

2. 請願理由

私たち中小業者・民商婦人部は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。また後継者育成にも大きな妨げとなっています。

2024 年 6 月から開始された定額減税と低所得者給付金について当初、白色事業専従者と青色事業専従者の一部が所得税法第 56 条によって給与が経費に認められず、減税の対象からも排除される、まさに法の下での平等を定めた憲法に反する事業専従者への差別的な処遇がされていました。「私たちを一人の国民として扱わないのは許せない、あまりにも理不尽だ」と全国の仲間が声を上げたことで、政府は「来春の確定申告後に調整給付をする」と姿勢を改めました。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)と言いますが、税務署長に届け出て、認められなければなりません。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実情です。明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ 56 条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、56 条は廃止するべきです。

いま、572 を超す自治体が「56 条の廃止を求める意見書」を国にあげています。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が「所得税法の見直し」を日本政府に勧告し、日本弁護士連合会(日弁連)や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっています。

私たちの実態に目を向けて頂き、要求を汲んで下さいますよう、以上の理由から、上記の項目を強く要望します。

